別記様式第４号（第５条第２号関係）

その４

景観形成基準への対応説明書

|  |  |
| --- | --- |
| 届出（通知）者氏名 | 　 |
| 行為の場所 |  |
| 地　域　名 | □ リゾート景観重点地域 |
| 行為の種類 | □ 工作物 |
| □ 新設　□ 移転 　□ 増築 　□ 改築□ 外観の変更（□ 修繕　□ 模様替　□ 色彩の変更） |

【工作物】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 景観形成基準 | 対応状況の説明 |
| 位置・配置 | 【景観資源への眺望確保】 |  |
| □ | 視点場や周辺の眺望道路から景観資源を眺望した際、その視野や視角を大きく遮る位置に工作物を建設しない。 |
| 【周辺景観との調和】 |  |
| □ | 農業景観や森林景観の連なりを大切にし、周辺の眺望道路から見た際、田畑や森林への眺望を大きく遮る位置に工作物を建設しない。 |
| 【豪雪への対応】 |  |
| □ | 落雪が隣地や接道に影響を与えないよう、倶知安町建築物等に関する指導要綱に基づく後退距離を確保する。 |
| 規模 | 【景観資源への眺望確保】 |  |
| □ | 視点場や周辺の眺望道路から景観資源を眺望した際、眺望を大きく遮る規模の工作物を建設しない。 |
| 【周辺景観との調和】 |  |
| □ | 農業景観や森林景観の連なりを大切にし、周辺の眺望道路から見た際、田畑や森林への眺望を大きく遮る規模の工作物を建設しない。特に山なみの稜線を超えない規模に抑える。 |
| 形態・意匠 | 【周辺景観との調和】 |  |
| □ | 農業景観や森林景観等、その地域を構成する景観の特徴を十分調査把握したうえ、その統一感や調和を乱さない形態意匠を用いる。 |

（裏面）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 景観形成基準 | 対応状況の説明 |
| 形態・意匠（色彩） | □ | 一団の敷地内に複数の工作物を建設する際は、形態や意匠、色彩に統一感をもたせ、全体としてまとまりのある姿とする。 |  |
| □ | 外観は使用色数を抑え、近隣建築物等の色彩と調和する色彩を用いる。原色や高彩度色（＝けばけばしい色）はアクセント(見付面積の1/5程度）に留める。 |  |
| 工作物の附属物 | □ | 塀・柵は高さを抑え、自然素材や生垣を利用するなど、可能な限り周囲への圧迫感を軽減する。 |  |
| □ | 門は高さ、幅を最小限に抑え、本体と調和した意匠とする。 |  |
| 緑の保全 | □ | 敷地内の既存の樹木や草花は、可能な限り保存し、修景に活かす。やむを得ず伐採する場合は、新たな植栽や補植により、緑を確保する。 |  |
| □ | 樹容や樹齢に優れる樹木がある場合は、伐採を避ける又は移植するなど、可能な限り保存に努める。（風倒木や支障木の処分、枝払い等必要な管理を除く） |  |
| 堆雪スペース | □ | 敷地内に堆雪スペース等、雪処理に必要な空間を確保する。堆雪スペースは積雪期以外の景観も配慮し、緑化修景を行う。 |  |
| 緑化修景 | □ | 敷地内は積極的に芝生や樹木、花壇等で緑化を行い、落ち着きと潤いの創出を図る。 |  |

注１　景観形成基準は、当該行為について該当する項目の□内にレ印を付すこと。

　　２　対応状況の説明は、景観形成基準に具体的にどのように対応したかを記載すること。